

上馬伏配水場内施設アスベスト調査業務

仕 様 書

令和 8 年度

門真市環境水道部

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、上馬伏配水場内施設アスベスト調査業務に適用する。

(総則)

第2条 発注者及び受注者は、契約条項に定めるもののほか、本仕様書「労働安全衛生法」、「労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針に関する公示」(平成26年3月31日付厚生労働省公示)及び「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」の制定について(平成26年4月23日付基発0423第7号厚生労働省労働基準局長通知)、大気汚染防止法ほか関連法令等に基づいて業務を遂行するものとする。

(業務内容)

第3条 本業務は市有建築物(敷地内の工作物含む)の解体工事等の設計業務に先んじてアスベスト建材の種類・範囲・含有の有無等の使用状況について大気汚染防止法等に定める一定の知見を有する者による事前調査及び分析調査を行うものとする。

- (1) 名称 上馬伏配水場内施設アスベスト調査業務
- (2) 場所 門真市四宮2丁目2番43号(上馬伏配水場内)
- (3) 期間 契約締結日から令和9年3月31日

(調査対象建築物概要)

第4条 調査対象建築物は以下のとおりとする。

- (1) 集中管理棟：RC造 地上2階+地下1階建て(平成4年竣工)
建築面積：335.72m²、延床面積：993.84m²
- (2) 付帯施設：2号配水池、3号配水池

(調査概要)

第5条 調査概要は以下のとおりとする。

2 事前調査 資料(書面)調査(一次スクリーニング)

既設建築物の設計図書・増改築等の書面からアスベスト含有建材が使用されているかの判断を行う。

建築年次、構造、外部の部位及び内部の室名、部位、建築材料等を整理した整理票を作成し、提出する。(調査年月日、判断した理由(証拠)を明確にし、現地調査や分析調査における試料採取、分析する数量等を記載すること。)

ア 吹付材の上塗り材及び下地調整剤

イ 耐火被覆材、断熱材、保温材

ウ 造形板

エ その他、アスベスト含有建材の仕様が疑われる箇所すべて

3 現地調査(二次スクリーニング)

資料(書面)調査を行った結果、図面と現地との整合性を確認するため、現地にて建物全体の目視確認を行う。資料(書面)調査で作成した整理票において調査対象となった外部の部位すべての面について記載された情報と現地とが相違ないか確認を行い、アスベスト含有建材等(含有する可能性がある建材等を含む)の種類・範囲・含有の有無及び概算数量、目視による確認が困難な材料の有無及び場所等について調査する。

調査の結果、書面調査と実際の状況が異なる場合は、発注者と協議するとともに整理票を修正する。また、アスベスト含有建材が使用されている場合及び使用されている可能性がある場合は、現状での飛散の可能性についても調査を行う。

ア 床、壁、天井及び天井内部(天井点検口がない場合は一部撤去)

※天井内部の調査のため、天井材を一部撤去した場合は、簡易に仮復旧を行うこと。

イ 吹付材の上塗り材及び下地調整剤

ウ 設備配管及びダクトの保温材(耐火被覆材含む)等

エ 成形材

オ その他、アスベスト含有建材の仕様が疑われる箇所すべて

4 試料採取

資料(書面)調査(一次スクリーニング)及び現地調査(二次スクリーニング)において、アスベストを含有する建材の判定ができない場合は、試料採取を実施する。

試料採取にあたっては、必要面積、量を採取することとするが、採取部分の飛散防止処置を講じること。また、飛散落下させた材料については、全て清掃し拭き取りして持ち帰ること。

ア 1 検体につき 3 試料を基本とする。なお、想定検体数は 25 検体とするが、採取する検体数は、スクリーニング調査結果に基づいて決定するものとし、想定検体数は参考とする。

イ 吹付材のような柔らかい材料は 1 箇所 10cm³程度で、3 箇所から別々に資料を採取する。また、板状で比較的硬い材料は 1 箇所 100 cm³程度で、3 箇所から別々に試料を採取する。

ウ その他については、「アスベスト分析マニュアル」(2.0 版)、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(令和 3 年 3 月(令和 8 年 2 月改正))に準拠して行うことを原則とする。

5 定性分析

大気汚染防止法が段階的に改正される予定のため、改正後の要件を満たす分析を行うこと。

分析調査を行いサンプル採取の「室名、部位(複数採取の場合はサンプル数)」についてまとめること。

なお、分析方法は JIS A 1481-1(建材製品中のアスベスト含有率測定方法—第 1 部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法)、JIS A 1481-2(建材製品中のアスベスト含有率測定方法—第 2 部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法)によること。

(資格)

第6条 一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又は日本アスベスト調査診断協会に登録された者のいずれかであること。

(提出書類)

第7条 受注者は、業務の着手及び完了にあたって、次の各号に掲げる書類を提出すること。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 業務計画書
- (4) 主任技術者届
- (5) 完了届
- (6) その他発注者が指示するもの

(成果品)

第8条 成果品は以下のとおりとする。

- (1) 調査報告書(各1部)※別途CD-Rデータ2部

資料調査(一次スクリーニング)、現地調査(二次スクリーニング)及び分析調査の報告書をそれぞれの業務完了後、速やかに提出すること。

- (2) 次の内容が分かる調査報告書を提出すること。

様式は任意とする。

ア 事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要

イ 調査終了日、調査対象の建築物等の着工日等、調査を行った建築物、工作物の構造

ウ 事前調査を行った部分(分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む)の図面及び写真

エ 事前調査の方法

オ 事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無(石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む)

及び石綿等が使用されていないと判断した材料は、その判断の根拠及びアスベスト含有建材の概算数量

カ 目視による確認が困難な材料の有無及び場所

(衛生管理)

第9条 受注者は、水道法第21条及び水道法施行規則第16条に規定する健康診断(検便)を実施した検査結果を、発注者に提出しなければならない。また、発注者が水道法上必要と判断し、臨時に検査を求めた場合、受注者は、臨時の健康診断を実施し、検査結果を発注者に提出しなければならない。また、本業務中の健康診断は前回の健康診断の日から概ね1年に1回実施すること。なお、検査項目は、腸チフス菌、パラチフス菌、赤痢菌、サルモネラ菌、O-157を標準とする。